

知覚的権原に信頼性主義は必要だろうか？

西 村 正 秀

私は今朝、まだ布団の中にいる。先ほど、仕事に出ようとしている妻が「台所にコーヒーを置いておいたから飲んでおきなさい」と私に言った。それを聞いた私は、現在、布団の中で「台所にコーヒーがある」と信じている。この場合、私が「台所にコーヒーがある」という信念を真なるものとして受け入れることは、「妻が台所にコーヒーがあると言っていた」という私の記憶によって支持されているように思われる。このように、ある心的状態や信念が証拠となつて、別の信念を認識的に支持している関係を、タイラー・バージに倣って「認識的保証 (epistemic warrant)」と呼ぼう¹⁾。

認識的保証は、どのような場合に与えられるのだろうか？ 上の例の場合、妻の発言に関する記憶を基にして、私が「台所にコーヒーがある」と信じるのは自然であるように思われる。しかし、この信念が真であるかどうかは別問題である。もしかしたら、私は聞き間違いをしたのかもしれない。あるいは、私の妻がいたずらで嘘をついたのかもしれない。そうすると、私がこの信念を「真なるもの」として受け入れる権利を持つためには、どのような条件が満たされなければならないのだろうか？

この問題は認識論の古典的問題の一つである。この問題に対して、近年、何人かの認識論者が展開している理論に「認識的権原 (epistemic entitlement)」の理論がある²⁾。従来、認識的保証の問題は「正当化 (justification)」の問題と表現されてきた。ある信念が認識的に保証されているとは、その信念が正当化されていること、つまり、それを真なるものとして受け入れる適切な「理由」が与えられていることだと考えられてきた。ただし、この正当化概念は内在主

1) Burge (2003), p.504.

2) Burge (1993), Burge (2003), Dretske (2000), Peacocke (2004), Wright (2004), Davies (2004) など。また、Majors & Sawyer (2007) は、各人の権原理論を手際良くサーヴェイしている。

義的に理解される傾向があった。つまり、信念を正当化する理由は、その信念の主体が理解しているものでなければならない、というわけである。このような内在主義的な正当化概念と区別して、「信念を受け入れるために、本人が理解している理由など必要ない」という外在主義的観点から認識的保証を表したものが、認識的権原の概念である。認識的権原の理論では、主体は信念を正当化する理由を持たなくても、その信念を受け入れる権利を持ちうる。もし主体が実際にそのような権利を持っている場合、この事態は、「その主体はその信念を受け入れる認識的権原を有している」、あるいは、「その信念には認識的権原が与えられている」と表現される。

本稿で扱うのは、このような認識的権原の中で、知覚によって獲得される信念に適用される「知覚的権原 (perceptual entitlement)」に関する問題である。具体的に言えば、「知覚的権原に信頼性主義 (reliabilism) は必要だろうか」という問題を論じる。知覚的権原の理論を展開している代表的哲学者の一人は、上述したバージである。バージによれば、知覚的権原の説明に用いられる認識論上の外在主義は信頼性主義である。信頼性主義は、ある知覚的信念の真理性を高い確率で保証する理論であり、その信念が「真なるもの」として受け入れられるための必要条件として機能している。だが、このような見解に対しては、フレッド・ドレッキが異議を唱えた。ドレッキによれば、信頼性主義を知覚的権原の必要条件と見なすことは強すぎる要求である。なぜなら、後で詳しく説明するが、それは、いわゆる「水槽の中の脳 (a brain in a vat)」から、知覚的信念を受け入れる権利を奪うように思われるからである。

私は、知覚的権原を説明するために信頼性主義は必要だと考えている。そこで、本稿では、ドレッキによる批判に対してバージの擁護を試みる。議論は次の順で構成される。最初に、バージによる知覚的権原の理論を説明する(第一節)。次に、ドレッキによる信頼性主義批判を説明する(第二節)。最後に、バージがドレッキによる批判を退けることができることを論じ(第三節)、知覚的権原の理論にとって信頼性主義が必要であることを示す。

1, バージによる知覚的権原の理論

バージが知覚的権原の理論を展開させたのは、Burge(2003)である。この論文でバージが目指したのは、知覚的信念という最も洗練されていない種類の信念にも適用できる認識規範を説明することだ。知覚によって外界の情報を得ることは、高度な知性を持つ大人の人間だけでなく、幼児や高等動物も行う認知活動である。しかし、デカルト以来の内在主義は、信念の受け入れ理由を主体が理解していることを要求する「知性偏重」型理論なので、知覚的信念についての認識規範を適切に説明することができない³⁾。そこで、そのような認識規範を説明するためにバージが目をつけたのが外在主義である。

では、知覚的権原はどのように説明されるのだろうか？知覚的権原とは、ある知覚的信念に関して、それを「真なるもの」として受け入れてもよいという保証であった。ところで、知覚的信念が真であるとは、その信念が外界についての情報を正しく伝えている、つまり、その信念が外界を正しく表象しているということである。ここからバージは、知覚的権原を説明するためには、どのような条件が満たされれば知覚的信念が世界を正しく表象する可能性が高まるのかを説明しなければならないと考える。その説明のために彼が使うのが、反個体主義(anti-individualism)と信頼性主義という二つの理論だ。このうち、認識論における外在主義に相当するのは後者である⁴⁾。以下では、これらの理論が知覚的権原の説明において果たす役割を説明していく。

まず、反個体主義から始めよう。反個体主義とは、心的状態の本性を説明する理論である。例えば、赤いものを見た時の心的状態と青いものを見た時の心的状態は、それぞれ別のものである。これらの状態を、それぞれまさにその状態としている条件を「個別化条件」と呼ぶ。個別化条件は、伝統的には個体主義的に説明されてきた。つまり、ある心的状態の本性は、その主体の認知構造や観念といった、個人の中で生じることだけで説明できる、というわけである。

3) Burge (2003), p.504.

4) 反個体主義も「外在主義」と呼ばれることがあるが、これは心の哲学における立場であり、認識論的な意味での外在主義とは異なる点に注意されたい。

それに対して、反個体主義は、心的状態の個別化を主体の外にある要素に訴えて説明する立場である⁵⁾。より詳しく言えば、反個体主義では、ある心的状態がどのような内容を持つかは、その主体と主体を取り巻く物理的・社会的環境との因果的相互作用によって本質的に決定される。例えば、宇宙のどこかに、地球と瓜二つの双子地球があるとしよう⁶⁾。両者の唯一の違いは、地球では水は H_2O であるが、双子地球では水は XYZ という組成を持つということである。さて、地球の私と双子地球の私が「目の前に水がある」という内容の心的状態を持っているとしよう。これらの心的状態は、同じに見えるが実は別個である。なぜなら、私の心的状態の内容における「水」は H_2O を指示するのに対して、双子地球の私のそれは XYZ を指示するからである。この思考実験は、心的状態の個別化が反個体主義的になされていることを示している。

反個体主義が知覚的権原の説明において果たす役割は、知覚状態の個別化条件を与えることである。知覚状態とは、知覚によって引き起こされる心的状態であり、外界を表象する内容を持つ。私たちが認識的権原を与えようとしている知覚的信念は、このような知覚状態を基にして形成される⁷⁾。ある知覚的信念が真であるかどうかは、それが基づく知覚状態の真正さ (veridicality) に依存しているが、知覚状態の真正さを判断するためには、まずもって、その知覚状態がどのように個別化されているのかが明らかにされねばならない。それを説明するのが反個体主義だ、というわけである。

次に、信頼性主義が知覚的権原の説明において果たす役割に移ろう。「信頼性主義」と一言と言っても、そこには色々なタイプがある。ただ、どのタイプの信頼性主義であっても、基本的なアイデアは同じである。それは、ある信念に認識的保証が与えられる条件を、その信念が何らかの信頼できるプロセスを通じて形成されている点に求めるというアイデアである。上述したように、認識的保証は、信念を「真なるもの」として受け入れるための権利を与えること

5) 反個体主義を論じた代表的論文には、Putnam (1975) と Burge (1979) が挙げられる。

6) この思考実験は、ヒラリー・パットナムが Putnam (1975) で提出したものである。

7) バージによれば、知覚状態と知覚的信念の違いは、前者の表象内容が非概念的であるのに対し、後者のそれは概念的である点に存する。Burge (2003), pp. 526-30を見よ。

であった。ここで信頼性主義者が目を付けたのは、信念形成のプロセスである。私たちは、知覚や記憶など様々なソースから信念を形成する。このような信念形成プロセスの中で、真なる信念を高い確率で形成するものを「信頼できるプロセス」と呼び、このプロセスによって形成された信念を認識的に保証された信念と見なす、というのが信頼性主義のアイデアだ。ところで、この信頼できるプロセスは、信念の主体によって把握されている必要はない。信頼できるプロセスを通じて、信念が事実上形成されていれば、その信念には認識的保証が与えられる。それゆえ、信頼性主義は典型的な外在主義である。

信頼性主義は、次のような仕方では知覚的権原の説明に組み込まれている。知覚的信念が真となるためには、それは真正な知覚状態から適切な仕方では形成されなければならない。そうすると、知覚的信念に認識的権原が与えられるためには、その基になる知覚状態自体が信頼できる、真正なものでなければならないことになる。これは、まさに知覚的権原にとって、信頼性主義が不可欠であることを示している。

ただし、話はここで終わるわけではない。バージが知覚的権原の説明に用いる信頼性主義は、もう少し複雑なものである。知覚的信念に認識的権原が与えられるためには、その信念が基づく知覚状態が信頼できる仕方では真正でなければならなかった。だが、知覚状態の「信頼可能性」とは、一体何によって決まるのだろうか？ 反個体主義によれば、知覚状態の本性は、その主体が置かれている物理的・社会的環境によって決定される。そうすると、知覚状態の信頼可能性も、そのような環境に相対的な仕方では決まるはずだ。しかし、私たちは様々な異なる環境に置かれうる。このうち、どの環境があるタイプの知覚状態の信頼可能性を決定するのだろうか？

この問題に対するバージの答えは、「正常な環境 (the normal environment)」というものである。彼によれば、「認識的権原に寄与するためには、知覚状態 (のタイプ) は、知覚システムの正常な環境において、信頼できる仕方では真正でなければならない」⁸⁾。正常な環境とは「知覚状態が持つ知覚内容が、それ

8) Burge (2003), p. 532. 「正常な環境」という発想は、他の何人かの信頼性主義者にも見

に言及されることによって説明され、確立されるような環境」のことである⁹⁾。例えば、私たちにとっての正常な環境とは、私たちが生まれ育ったこの現実世界である。また、双子地球の人々にとっての正常な環境とは、彼らが生まれ育った双子地球である。バージによれば、ある知覚的信念に認識的権原が与えられるかどうかは、正常な環境における心的状態の信頼可能性を基準として決定される。もし、ある知覚状態が正常な環境で信頼できるものであり、かつ、自分が正常な環境にいることに関して主体が合理的な疑いを持っていなければ、その知覚状態から適切に形成された知覚的信念に対しては、「どのような」環境においても認識的権原が与えられるのである¹⁰⁾。

なぜ、正常な環境は、このような特権的な身分を持つのだろうか？この説明は、知覚状態の真正さと認識的権原との関係によって与えられる。バージによれば、両者の間には、「原理的あるいは説明的 (principled or explanatory)」な関係が成り立っている¹¹⁾。認識的権原が与えられている信念は、真となる可能性が高いので、認識的に「善い」信念である。この認識的善さは、知覚的信念の場合、その基となる知覚状態が信頼できる仕方であることに依存している。ところで、反個体主義によれば、知覚状態のこのような本性は、その主体が置かれている環境によって本質的に決められている。この環境とは、主体がその知覚状態を因果的に育ててきた環境、つまり、彼にとっての正常な環境に他ならない。ここから、認識的善さとしての認識的権原を説明するには、正常な環境における知覚状態の信頼できる仕方での真正さに言及しなければならないことになる。このような原理的な関係が、正常な環境と認識的権原の間にも成立しているので、正常な環境は必然的に特権化されるのである。

以上の信頼性主義を「正常な環境に基づく信頼性主義」と呼ぼう。バージの

↘ られる。例えば、Goldman (1988), Plantinga (1993b), Bergmann (2006) を見よ。特に、アルヴィン・プランティンガやマイケル・バーグマンが展開している「固有機能主義 (proper functionalism)」は、バージの信頼性主義と基本的に同じアイデアを有している。

9) Burge (2003), p.532.

10) Burge (2003), p.532.

11) Burge (2003), pp. 534-37. バージは、正常な環境の特権性を一種の「超越論的議論」の形で説明している。

知覚的権原の理論は、このような正常な環境に相対化された、洗練された信頼性主義に基づいているのである。

2, ドレッキによる批判

では、信頼性主義に基づく知覚的権原の理論に対して、ドレッキはどのような批判を提出しているのだろうか？ドレッキの批判は、Dretske(2000)で展開されている。彼の権原理論も、バージのそれと同様に、基本的には外在主義である。だが、彼の権原理論は、同時に内在主義的な側面も有している。ドレッキによれば、「私は、ある人が[ある命題] Pを真なるものとして受け入れる認識的権利を持つ条件について、強力な内在主義的直観も有しており、この直観は粗雑で見込みのない信頼性主義とは相容れない」¹²⁾。以下では、ドレッキの批判を再構成する。だが、その前に注意点を二つ述べておこう。

第一に、知識の理論と権原の理論は区別されなければならない。ドレッキの名を一躍広めたのは、知識についてのラディカルな外在主義であった。1970年代初頭から、彼は知識に関する一種の信頼性主義を発展させた¹³⁾。この理論には、その後いくつかの修正が加えられたが、「知識に正当化は不必要である」という基本的アイデアは現在も変わらない。だが、このことは、彼が権原についても同様にラディカルな外在主義者であることを含意しない¹⁴⁾。

第二に、権原の理論においてドレッキが主張する内在主義的な要素とは、極めてミニマムなものである。内在主義にも色々な立場がある。最も標準的なものは、先に触れたような、認識的権利を持つ「理由」を主体が理解していることを要求する立場である。しかし、内在主義にはもう少し弱い立場もある。その立場によれば、内在主義であるためには、認識的権利が主体にとって主観的

12) Dretske (2000), p.595.

13) ドレッキが最初に提出したのは、Dretske (1970), Dretske (1971) における「適切な代替案理論」である。これは後に Dretske (1981) で「知識の情報理論」に発展し、現在に至っている。

14) 現在のドレッキの知識の理論は、大まかに言えば次のようなものとなる。「主体 S が命題 Pを知っているのは次の場合であり、かつ、次の場合に限る。(1) Pは真である、(2) Pは信頼可能な仕方 で形成された、(3) SはPを受け入れる権原を有している。」

なアイテム（主体の心的状態など）に随伴する（supervene）という点さえ認めればよい。この立場を「ミニマムな内在主義」と呼ぼう。権原の理論においてドレッキが主張するのは、このミニマムな内在主義である。

では、どうしてドレッキは、知覚的権原の理論に信頼性主義は使えないと考えるのだろうか？その理由は、「いかなるタイプの信頼性主義にも、深刻な反例があるから」というものだ。この点を示すために、ドレッキは「狂犬信頼性主義（Mad Dog Reliabilism）」という極端な信頼性主義を吟味する。狂犬信頼性主義は、次の二つの主張から構成される¹⁵⁾。

- (M1) 信頼できるプロセスによって産出された信念 P には、たとえ主体がそれを否定することに正当化されていても、認識的権原が与えられる。
- (M2) 信頼できないプロセスによって産出された信念 P には、たとえ主体が「P は信頼できるプロセスによって産出された」と信じるのが正当化されているとしても、認識的権原は与えられない。

狂犬信頼性主義は、信頼性主義のある本質的な側面を極端な形で描いたものである。それゆえ、ドレッキは、これに当てはまる反例は他のどのタイプの信頼性主義にも当てはまると考える。

では、その反例とはどのようなものだろうか。狂犬信頼性主義を構成する二つの主張のうち、ドレッキが焦点を合わせるのは(M2)である¹⁶⁾。(M2)への反例として彼が持ち出すのは、いわゆる「水槽の中の脳」仮説だ¹⁷⁾。これは、次のような SF 的仮説である。ある人が知らない間に悪い天才科学者によって誘拐され、脳を身体から取り出されたとする。この脳は、培養液の入った水槽の中で生かされており、しかも、高性能コンピューターにつながれて、あたか

15) Dretske (2000), p. 595. (M1) (M2) のナンバーは、筆者が便宜上つけたものである。

16) なお、ドレッキ自身はわざわざ論じていないが、(M1) に反例があるのは、認識論では以前から常識となっている。有名な反例としては、BonJour (1985), pp. 34-57を参照されたい。ちなみに、バージは(M1)を否定している。この点については、Burge (2003), p. 504, 539を参照されたい。

17) この仮説は、元々はパットナムがPutnam (1981)で提出したものである。

も普通の人間としてこの世界を生きているようなイメージを流し込まれているのである。さて、水槽の中の脳と正常な人間である私が、共に外界について同じ信念の集合を持っているとしよう。当然、水槽の中の脳の信念はすべて偽であるが、彼は外界について私と同じ証拠を持っていると考えられる。さらに、水槽の中の脳には、自分の信念が真であるかどうかを知る手段はない。それゆえ、もし私が自分の信念を受け入れる権利を有しているならば、水槽の中の脳も、同じく自分の信念を受け入れる権利を有していると考えられる。しかし、(M2) が正しければ、水槽の中の脳は、外界についての信念を受け入れる権利を持たないことになってしまうのである。

以上の議論から、ドレッキは、狂犬信頼性主義、そして、すべてのタイプの信頼性主義は知覚的権原を上手く説明することができないと結論づける。しかし、もし信頼性主義を使わないとしたら、知覚的権原は一体どのように説明すればよいのだろうか？そこで、次に、ドレッキによる知覚的権原の理論がどのようなものかを見ておこう。

ドレッキによれば、知覚的権原は五つの特徴を備えている¹⁸⁾。

- (D1) P を信じる権原は、P を真なるものとして受け入れる理由や正当化（ただし、これらの理由や正当化は別の信念とする）がまったくない場合でも成立しうる。
- (D2) それにも関わらず、P を信じる権原は（正当化と同様に）、ある人に P を信じる認識の権利を与える。
- (D3) 知識 P は、ある人に P を信じる権利を与える。
- (D4) ある人は、P を信じる権利を、自分がそれを持つことを知らなかったり、そう信じることに於いて正当化されていなかったりしても、持つことができる。
- (D5) 権原は信念の主体の主観的アイテム（the subjective resources of the believer）に、つまり、主体が気づいているか、あるいは、気づくことが

18) Dretske (2000), pp. 596-97. (D1)～(D5) のナンバーは、筆者が打ち直した。

できる事実に伴伴する。

これらの特徴は、ドレッキによる知覚的権原の理論が、外在主義と内在主義のハイブリッドであることを表している。まず、(D1)(D2)(D4)は外在主義的特徴である。というのも、内在主義者なら、正当化以外の認識的保証を認めないからである。一方、(D5)は、上で述べたミニマムな意味での内在主義的特徴を表している。だが、ここで言われる「主体の主観的アイテム」とは、具体的には何を意味しているのだろうか？

この問題に対するドレッキの答えは、知覚的信念が持つ「心理的直接性と不可抗力性 (psychological immediacy and irresistibility)」である¹⁹⁾。私たちが知覚によって信念を形成する時、ほとんどの場合、どのような信念を形成するかについて私たちに自由はない。例えば、私の目の前にリンゴのような赤くて丸いものが見えたでしょう。そのような経験が与えられた場合、私の知覚機能が正常ならば、私は「目の前に赤いリンゴがある」と信じざるを得ない。ドレッキによれば、知覚的信念が持つこのような心理的不可抗力性が、その信念を受け入れるための権原を与える。別の言い方をすれば、ある命題を信じる認識的権利は、不可抗力性という主体の主観的特徴に「随伴する」のである。

しかし、このようなドレッキの主張は、本当に正しいのだろうか？たしかに私たちは、知覚を通じて信念を不可避免的に持つ。だが、不可避免的な行為のすべてが許容されるというわけではない。例えば、飲酒運転をして交通事故を起こした運転手を考えてみよう。ある意味で、彼の行為は不可避免的であった。なぜなら、アルコールのせいで、彼は一時的に安全に運転する能力を失っていたからである。だが、彼には依然として事故の責任がある。なぜなら、彼は車を運転する前に飲酒することを避けるべきだったのであり、また、それができただろうからだ。同様に、単に不可避免的であるということから、知覚的権原が自動的には出てくるとは限らないのではないだろうか？

19) Dretske (2000), p. 598. 同アイデアとしては、ジム・ブライヤーの「直接的正当化」が挙げられる。これについては、Pryor (2005), pp. 181-83を見よ。

この反論にはそれなりの説得力がある。そこでドレッキは、この反論を退けるために、「認識的に責任ある行為者」という新たな概念を導入する²⁰⁾。この概念は「主体が認識的に責任ある行為者であるのは、彼が真なる信念を獲得するために自分が為すべきことをすべてした場合、かつ、その場合に限る」という形で定義される。これは、認識的権原を「どのような場合に主体は認識的非難に値しないか」という観点から説明する義務論的な概念である²¹⁾。ドレッキによれば、ある主体が認識的に責任ある行為者である場合、彼の知覚的信念には自動的に権原が与えられる。その理由を明らかにするために、次の例を考えてみよう。私が知覚を通じて不可避免的に「目の前にリングがある」という信念を形成したとしよう。この信念は必ずしも真であるとは限らない。例えば、私は幻覚を見ていたのかもしれない。だが、このような可能性があるからといって、すぐに「この信念を持つ前に、私には何かすべきことがあった」ということにはならない。たしかに、自分が幻覚を見ている可能性を考慮する合理的な理由を有していたならば、私はこの信念を無批判な仕方では受け入れるべきではなかっただろう。しかし、この信念を疑う合理的な理由がない状況だったならば、結果的にこの信念が偽だったとしても、私は非難されないだろう。その場合、私は認識的に責任ある行為者なのであり、この信念を受け入れる権原が自動的に与えられているのである。

以上がドレッキによる知覚的権原の説明である。ここで、次の点に注意されたい。ドレッキによる知覚的権原の説明は、認識的保証を真理概念から切り離している。いくら知覚的信念が不可避免的に形成されており、かつ、主体が認識的に責任ある行為者だとしても、そのことは信念が真であることとは無関係である。これは、主体が水槽の中の脳である場合を考えれば明らかだ。このことは、ドレッキ自身も認めている²²⁾。信頼性主義が知覚的権原の説明に使えないことから、ドレッキは知覚的権原と真理の結びつきを放棄した。彼が説明す

20) Dretske (2000), p.603.

21) 認識的保証の義務論の説明については、Goldman (1986), Alston (1989), Plantinga (1993a), Pryor (2001), Russell (2001), Ginet (2001) を参照されたい。

22) Dretske (2000), p.603.

る知覚的権原は、もはや真理との関係を持たない概念なのである。

3, ドレッキによる批判からバージを擁護する

では、前節で紹介したドレッキによる批判に対して、バージはどのように反論することができるのだろうか？ドレッキの議論は、信頼性主義的な権原理論に対する反例を提示した上で、信頼性主義を使わずに知覚的権原を説明するという用意周到なものであった。だが、私はドレッキによる反例は、バージの理論には当てはまらないと考えている。以下では、バージの理論が、いかにしてその反例を回避することができるのかを説明することにしよう。

ドレッキによる反例は、「水槽の中の脳」仮説に基づく、(M2)に対して提出された反例であった。彼は、どのタイプの信頼性主義も、「水槽の中の脳も知覚的信念を真なるものとして受け入れる権原を持ちうる」という私たちの直観を汲み取ることができないと主張した。これはバージの理論にとっても、真剣に考慮しなければならない問題である。実際、バージはこの問題が自分の理論にも向けられていることを理解している。そして、その上で彼は、自分の信頼性主義はこの批判を回避できると主張している。そこで最初に、バージの言い分を見てみることにしよう。

バージの主張において鍵となるのは、第一節で言及した「正常な環境」である。正常な環境とは、「知覚状態が持つ知覚内容が、それに言及されることによって説明され、確立されるような環境」のことであった。正常な環境において信頼できるプロセスを通じて形成された知覚的信念は、どのような環境においても権原が与えられる。その意味で、正常な環境は、ある知覚的信念が認識的に保証されているかどうかを決める際に、特権的な役割を果たしていた。

バージによれば、この正常な環境が権原を決定する際に果たす特権的な役割こそが、「水槽の中の脳」問題に対する答えを与える。知覚的権原には、正常な環境における知覚状態の信頼可能性が必要なもので、もしある知覚状態が正常な環境で信頼できないならば、主体はその知覚状態から形成された知覚的信念を真なるものとして受け入れる権原を持たない。ところで、水槽の中の脳は正

常な環境にはいない。この脳は、人生のある時点で悪い科学者により、正常な環境とは見分けがつかない「異常」な環境に送り込まれている。この異常な環境では、この脳が持つ知覚状態や知覚システムは信頼できず、彼が持つあらゆる知覚的信念は偽となる。しかし、この脳は、その異常な環境にあっても、知覚的信念を真なるものとして受け入れる権原を有している。なぜなら、彼の知覚状態は「元の正常な環境」でなら真正であり、信頼可能だからである²³⁾。彼の知覚状態が現在の異常な環境で信頼可能であるかどうかは、知覚的権原にとっては無関係である。考慮すべきなのは正常な環境であり、水槽の中の脳が元の正常な環境との因果的歴史を有している限り、異常な環境でも、彼は知覚的信念を真なるものとして受け入れる権原を有しているのである。

以上が、バージ自身による「水槽の中の脳」問題の解決である。バージによれば、ドレッキが信頼性主義を拒否したのは、正常な環境が果たす役割を見落としたからである。事実、知覚的権原の理論に関してドレッキと自分がほぼ同じ方向に向いていることを認めながら、バージは「彼 [ドレッキ] には、信頼可能性を、まず権原を有する個人が偶然置かれている環境と関係するものとして扱う傾向がある（そのように扱えば、たしかに信頼可能性は権原にとって不必要なものとなるのだが）」と不満を述べている²⁴⁾。

だが、バージによる「水槽の中の脳」問題の解決は、本当に上手く行っているのだろうか？この点に関しては、二つの反論が考えられる。そこで、次にこれら二つの反論を取り上げて、バージの解決法が本当に成功しているのかどうかを検討してみよう。

第一の反論は、バージは「水槽の中の脳」問題の一つのタイプを退けたに過ぎないというものだ。実は、水槽の中の脳については、二つの種類を考えることができる。一つは、通常の世界で生きてきた普通の大人の人間から悪い科学者によって取り出された脳だ。これを「脳1」と呼ぼう。脳1は、たとえ現在では水槽の中だとしても、元の通常世界との因果的歴史を有している。バージも

23) Burge (2003), p.538.

24) Burge (2003), p.509, n.6.

ドレツキも、自分たちがどの種類の水槽の中の脳を念頭に置いているのかを明確に述べていないが、彼らが論じているのは脳1だ。たしかに、バージによる正常な環境に基づく信頼性主義は、脳1に基づく反論は上手く退けることができる。しかし、水槽の中の脳にはもう一種類ある。それは、まだ意識のない赤ん坊の時に悪い科学者によって取り出されて水槽の中で育てられた脳、あるいは、悪い科学者が人間以外の材料から人工的に作り上げた脳である。これを「脳2」と呼ぼう²⁵⁾。脳2は、脳1とは違って、通常の世界との十分な因果的歴史を有していない。脳2にとっての正常な環境は、彼が生まれ育った水槽の中なのである。そうすると、バージによる正常な環境に基づく信頼性主義では、脳2は、知覚的信念を受け入れる権原を持っていないことになる。なぜなら、この信念は、脳2にとっての正常な世界である水槽の中では信頼できない知覚システムによって形成されたからだ。だが、私たちは依然として、「脳2も脳1と同様に、知覚的信念を受け入れる権原を持つ」という直観を有している。したがって、バージによる正常な環境に基づく信頼性主義は、知覚的権原にとって強すぎる要求だと思われるのである。

この反論は、一見したところは説得力を有している。しかし、私は、バージはこの反論を退けることができると思う。この反論は、脳2の知覚状態や知覚システムが彼にとっての正常な環境では信頼できないことを前提している。だが、この前提はそれほど自明ではない。この点を明らかにするために、もう一度、第一節で取り上げた双子地球の思考実験を思い出そう。反個体主義によれば、知覚状態の内容は、その主体と物理的・社会的環境との因果的相互作用によって個別化される。それゆえ、地球の私と双子地球の私が共に「目の前に水がある」と信じていても、「水」の指示対象がそれぞれ別であるために、両者は別の表象内容を有していることになる。たしかに、双子地球の私も、自分の信念を声で表すために「水」という言語表現を使うだろう。ここに登場する「水」は地球の日本語の「水」と似ている。しかし、それは地球の日本語の「水」とは異なる、双子地球の日本語の語彙であり、彼が考えているのはH₂Oではな

25) 最初にパットナムが提出した「水槽の中の脳」は、脳2を扱ったものである。

く XYZ なのである。

この双子地球の例と脳 2 の仮説はパラレルである。脳 2 が「目の前に水がある」と信じているとしよう。反個体主義によれば、脳 2 の「水」は、私たちにとって正常な環境の水を指示することはできない。なぜなら、脳 2 は、私たちにとって正常な環境との適切な因果的歴史を持たないからである。むしろ、脳 2 の「水」が指示しているのは(もしそのような対象があればだが)、コンピューターによって送り込まれた、彼の心の中にある水のイメージであろう。そうならば、脳 2 の知覚的信念にも権原が与えられることになる。というのも、脳 2 の知覚状態は彼にとっての正常な環境（水槽の中）において真正かつ信頼可能であり、また、彼は自分の環境が正常であることを疑う合理的な理由を有していないからである。このような仕方では、脳 2 に関しても、バージによる知覚的権原の理論は擁護することができる。

次に、二つ目の反論に移ろう。この反論は、正常な環境に基づく信頼性主義は、しばしば「認識的非難に値しないこと」という言い方で表わされる、権原が持つ別の重要な特徴を十分に捉えることができない、というものである。次のようなケースを想像して欲しい。私たちの知覚能力の中のごく一部が、実は私たちの正常な環境において信頼できないものであったとしよう。私たちはその事実に気づいておらず、依然としてその能力は信頼できると信じている。さらに、これまでは、その信頼できない能力に基づいて形成された知覚的信念のほとんどはたまたま真であり、私たちの生活に特別な支障を引き起こさなかった。むしろ、それらの信念を持つことによって、私たちは他者と上手く意思疎通を図ることができたと思われる。さて、このようなケースにおいては、もし正常な環境に基づく信頼性主義が正しいとすれば、私は、その信頼できない知覚能力によって形成された信念を受け入れる権原を持たないことになる。しかし、私がこれらの信念は偽であると考える十分な理由を持っておらず、それゆえ、認識的な非難に値しない限りは、ある意味では、私はこれらの信念を真なものとして受け入れる権利を持っているのではないだろうか？

アルヴィン・ゴールドマンのような信頼性主義者も含めて、何人かの認識論

者は、この二つ目の反論をまじめに捉え、「認識的非難に値しない」という義務論的な意味での認識的保証を、信頼性主義以外の方法を用いて説明しようとしている²⁶⁾。ドレッキの「認識的に責任ある行為者」という概念も、このような義務論的な認識的保証概念を捉えようとしたものだ。バージは「認識的非難に値しないこと」をどのように説明すればよいのかについて、多くを語っていない。しかし、彼がこの二つ目の反論に対してどのように答えるのかは、次のように予想することができる。知覚的権原の説明に信頼性主義は必要であるとバージが考えた理由は、信頼性主義は信念が真理に近づくことを上手く説明するからであった。だが、前節の最後でも触れたように、認識的非難に値しないことは、信念が真になることとは無関係である。それゆえ、二つ目の反論に対しては、バージは単純に「認識的権原は信念の真理性に関係するものであり、それ以外の義務論的な意味合いは持たない」と言えよことになる。

実際、バージは、認識的権原に義務論的意味合いを付与することを拒絶していると考えることができる。彼によれば、権原は「認識的権原」と「実践的権原」の二種類に分類される²⁷⁾。前者は、真なる信念や知識と関係する権原である。言うまでもなく、知覚的権原は認識的権原の一種だ。一方、後者は、知覚状態が生存などの何らかの実践的な利益に貢献する場合に与えられる権原であり、真なる信念や知識とは何の関係も持たない。この点を見るために、「ウサギの危険回避ケース」を考えてみよう²⁸⁾。ウサギは、空に黒くて小さいものが見えれば、何でもそれを捕食者として捉える。それゆえ、ウサギは、例えば「空にいる黒いものはタカである」という信念については、認識的権原を有していない。というのも、ウサギの知覚状態とタカの間には信頼できる関係が確立されていないからだ。だが、このような知覚状態は、ウサギの生存には役立つ（普段はいくら間違えても、本当にそれがタカだったときに逃げる事が

26) ゴールドマンは、義務論的な意味での認識的保証を「弱い正当化」と呼び、信頼性主義によって説明される「強い正当化」と区別している。この点については、Goldman (1988)を参照されたい。

27) Burge (2003), p.531.

28) Burge (2003), p.537.

できるからだ)。それゆえ、ウサギは、空にある黒くて小さいものを知覚表象することについて、実践的権原を有しているのである。

このような認識的権原と実践的権原の区別を用いれば、権原が持つ義務論的な意味合いは、バージの知覚的権原の理論と矛盾なく説明できる。私が、例の信頼できない知覚能力によって信念を形成したとしよう。正常な環境に基づく信頼性主義によれば、私はこの信念を受け入れる認識的権原を持たない。しかし、私は実践的権原を持ちうる。たしかに、この知覚能力は信念が真理に近づくことを保証してはくれないが、そのことは深刻な問題を私にもたらしえていなかった。さらに、これらの信念が真であると思込むことによって、私は他者と十分な意思疎通を行うことができた。したがって、私はこれらの信念を受け入れる実践的権原を有しているのであり、これが権原の義務論的な特徴によって意味されている事柄なのである。

以上の議論から、バージの知覚的権原の理論は「水槽の中の脳」問題を退けると言うことができる。信頼性主義に対してドレッキが挙げた反例は、バージに対しては不発に終わるのであり、それゆえ、バージが知覚的権原の理論から信頼性主義を取り下げる理由は何もないのである。

4, 結 論

要約すれば、「知覚的権原に信頼性主義は不必要である」というドレッキの批判は、失敗に終わっている。ドレッキの批判の中で、最も真剣な考察に値するのは、信頼性主義に訴える知覚的権原の理論は「水槽の中の脳」問題を処理することができない、という部分である。たしかに、この部分は、標準的な信頼性主義には当てはまるであろう。しかし、バージによる反個体主義を取り入れた「正常な環境に基づく信頼性主義」は、どのタイプの「水槽の中の脳」問題も適切に処理する。また、ドレッキは、信頼性主義の代わりに心理的アイテムや義務論的アイテムを用いて知覚的権原を説明しようとしたが、これらのアイテムは真理概念とは無関係であり、認識的権原にとっては的外れである。信念が真理に近づくことを説明する理論は、知覚的権原にとって必要不可欠なの

であり、バージの信頼性主義は、そのような理論の極めて有望な候補と見なしうるのである。

文 献

- Alston, W. (1989) *Epistemic Justification: Essays in the Theory of Knowledge*. Ithaca, NY: Cornell U. P.
- Bergmann, M. (2006) *Justification without Awareness*. Oxford: Clarendon Press.
- BonJour, L. (1985) *The Structure of Empirical Knowledge*. Cambridge, MA: Harvard U. P.
- Burge, T. (1979) Individualism and the Mental. *Midwest Studies in Philosophy* 4 : 73-121. 邦訳, 前田高弘訳「個体主義と心的なもの」, 信原幸弘編『シリーズ心の哲学 翻訳篇』(東京: 勁草書房, 2004年): 163-274頁。
- Burge, T. (1993) Content Preservation. *The Philosophical Review* 102: 457-88.
- Burge, T. (2003) Perceptual Entitlement. *Philosophy and Phenomenological Research* 67: 503-48.
- Davies, M. (2004) Epistemic Entitlement, Warrant Transmission and Easy Knowledge. *Aristotelian Society Supplement* 78: 213-45.
- Dretske, F. I. (1970) Epistemic Operators. *Journal of Philosophy* 67: 1007-23.
- Dretske, F. I. (1971) Conclusive Reasons. *Australasian Journal of Philosophy* 49: 1-22.
- Dretske, F. I. (1981) *Knowledge and the Flow of Information*. Cambridge, MA: The MIT Press.
- Dretske, F. I. (2000) Entitlement: Epistemic Rights without Epistemic Duties? *Philosophy and Phenomenological Research* 60: 591-606.
- Ginet, C. (2001) Deciding to Believe. In Steup, M. (ed.), *Knowledge, Truth, and Duty: Essays on Epistemic Justification, Responsibility, and Virtue* (Oxford: Oxford U. P., 2001): 63-76.
- Goldman, A. I. (1986) *Epistemology and Cognition*. Cambridge, MA: Harvard U. P.
- Goldman, A. I. (1988) Strong and Weak Justification. In Goldman, A. I., *Liaisons: Philosophy Meets the Cognitive and Social Sciences* (Cambridge, MA: The MIT Press, 1992): 127-41.
- Majors, B and Sawyer, S. (2007) Entitlement, Opacity, and Connection. In Goldberg, S. C. (ed.), *Internalism and Externalism in Semantics and Epistemology* (Oxford: Oxford U. P., 2007): 131-59.
- Peacocke, C. (2004) *The Realm of Reason*. Oxford: Clarendon Press.
- Plantinga, A. (1993a) *Warrant: the Current Debate*. Oxford: Oxford U. P.
- Plantinga, A. (1993b) *Warrant and Proper Function*. Oxford: Oxford U. P.
- Pryor, J. (2001) Highlights of Recent Epistemology. *British Journal of Philosophy of Science* 52: 95-124.

- Pryor, J. (2005) There Is Immediate Justification. In Steup, M and Sosa, E. (eds.), *Contemporary Debates in Epistemology* (Cambridge, MA: Basil Blackwell, 2005): 181–202.
- Putnam, H. (1975) The Meaning of ‘Meaning.’ In Putnam, H., *Mind, Language and Reality: Philosophical Papers*, vol.2 (Cambridge: Cambridge U. P., 1975): 215–71.
- Putnam, H. (1981) *Reason, Truth and History*. Cambridge: Cambridge U. P. 邦訳、野本和幸・中川大・三上勝生・金子洋之訳『理性・真理・歴史』（東京：法政大学出版局，1994年）。
- Russell, B. (2001) Epistemic and Moral Duty. In Steup, M. (ed.), *Knowledge, Truth, and Duty: Essays on Epistemic Justification, Responsibility, and Virtue* (Oxford: Oxford. U. P., 2001): 34–48.
- Wright, C. (2004) Warrant for Nothing (and Foundations for Free)? *Aristotelian Society Supplement* 78: 167–212.